

○令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号で被災した組合員の国民健康保険料の減免について

【対象者】

令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号で被災した自治体(災害救助法が適用された草加市、越谷市、松伏町)に住所を有する、住家が床上浸水以上の被害を受けた組合員

※国民健康保険料の減免対象となる組合員

- ①組合員の住家が風水害等の災害により全壊 (3カ月の保険料免除)
- ②組合員の住家が風水害等の災害により半壊 (2カ月の保険料免除)
- ③組合員の住家が風水害等の災害により床上の浸水 (1カ月の保険料免除)

【申請方法】

「国民健康保険料免除承認申請書」に添付書類(罹災証明書等)をつけて所属支部に提出します。

※罹災した月以降の保険料が対象になります。

○令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号で被災した被保険者の一部負担金等の免除について

【対象者】

被災した自治体(災害救助法が適用された草加市、越谷市、松伏町)に住所を有する被保険者(組合員及び家族)で、以下の書類交付を受けている方

- ・住家が全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方の場合
罹災証明書 (※罹災証明書の交付を受けていれば被災の程度は問いません)
- ・主たる生計維持者が死亡した場合
死亡診断書、警察の発行する死体検案書
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病(※)を負った方の場合
医師の診断書 ※1ヶ月以上の治療を有すると認められるものをいう。
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方の場合
警察に提出した行方不明の届出の写しなど
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、休止した方の場合
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの(税務署に提出する廃業届、異動届の控え等)
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方の場合
雇用保険の受給資格証、事業主等による証明

【免除方法】

「一部負担金等免除証明書」を交付します。 ※医療機関等窓口提示により免除となります

【申請方法】 以下の書類を所属支部へご提出ください。

- ①一部負担金等免除申請書 ②【対象者】のいずれかの書類(コピー)

【免除期間】

令和5年(2023年)6月2日から8月末までの診療、調剤及び訪問看護の一部負担金額調剤及び訪問看護。

※入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額は免除の対象になりません。

【問い合わせ先】資格課 TEL 048-864-4381